資料１７５－４

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

（諮問第3226号）

〈　目　　次　〉

１　諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　概　要（別紙１）・・・・・・・・・・・・・・２

３　省令案（別紙２）・・・・・・・・・・・・・・17

４　告示案（別紙３）・・・・・・・・・・・・・・25

（公印・契印省略）

諮 問 第 3226 号
令和８年 11 月 18 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長　相田　仁　殿

総務大臣　藤井　比早之

諮　　問　　書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の３第１項及び第２項に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第169条第２号及び第４号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

別紙１

電気通信事業法施行規則等の一部改正

（「専門委員会とりまとめ2026」等を踏まえた規定整備）

令和８年１１月１８日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

モバイル市場における過度な利益提供や行き過ぎた囲い込み行為に対する規制

注：金額はすべて税抜き

赤字：省令等の規制見直し箇所（専門委員会とりまとめ2026）

2019年以前のモバイル市場

1．端末購入の有無や端末の種類によって、通信料金割引の有無や程度が異なる

弊害

- ✓ 利用者は、料金プランを正確に理解できないため、**自らのニーズに沿って合理的な選択をすることができない**。
- ✓ 端末の購入や買い替えを頻繁に行う一部の者のみが恩恵を受けており、**利用者間の不公平**が存在する。

2．人気端末や乗換えに対する過度な利益提供

（例：高額なキャッシュバック、0円端末　等）

弊害

- ✓ 通信料収入を原資として過度に割引等する競争慣行が続くことにより、**通信料金が高止まり**。
- ✓ 資金調達力がなく同様の販売手法をとることができない**新規参入者やMVNOが不利**。

3．獲得した利用者に対する過度な囲い込み

（例：高額な違約金、「2年/4年縛り」 等）

弊害

- ✓ 利用者に乗換えを躊躇させることで、**事業者間の競争が縮減**。

規律の導入：電気通信事業法第27条の３

規律対象の事業者が自社の利用者（新規契約者を含む）と通信サービスや端末購入等の契約を締結する際のルールを法・省令・運用ガイドラインで規定。

１．規律対象の役務：主に携帯電話サービス

※ 相対契約等は対象外。

２．規律対象の事業者

※ ①～③の販売代理店も規律の対象

① MNO4社　② MNO4社の特定関係法人 → **シェアが４%を超える者を規律対象とする**（2026年7月現在、該当なし）

③ 規律対象サービスの契約数シェアが４%を超える独立系MVNO（2026年7月現在、該当なし）

後述の方針で、来年2月の施行を念頭に、見直しを進める

３．規律対象の行為

（１）利益提供（通信サービスの継続利用を直接的・間接的に条件とする利益提供を含む）

① 端末の購入等（レンタル含む）や新規契約（乗換え含む）を条件とした

- 通信料金割引は原則禁止
- 通信料金割引以外の利益提供については
  → 継続利用を条件とする場合は一律禁止
  → 継続利用を条件としない場合は上限額を設定
  （端末購入時は原則4万円まで、SIMのみ新規契約時は2万円まで）

→ **事業者の自主的なホッピング対策を後押しする観点から、最長1年間、分割での乗り換え特典の付与**（通信料金割引を含む）**を可能に**

② ①を条件としない場合、契約継続期間に応じた利益提供に上限額を設定

利益提供の例

- 端末代金の値引き
- キャッシュバック、ポイント、商品券　等
- 市場価格を超える額での買取（差額分が利益提供）

→ **本来の市場価値から大きく乖離した買取額とならないよう、端末購入プログラムの残価率算出ルールを見直し。**

（２）契約の解除を不当に妨げる行為

- 規律対象サービスの解約時の違約金は上限1000円
- 契約で拘束できる期間は2年まで　等

引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進め、別途専門委員会に報告

改正案の概要

- ◆ モバイル市場の公正な競争を促進するため、2019年改正の電気通信事業法第27条の３において、携帯電話事業者等に対する規律（過度な利益提供と行き過ぎた囲い込みの禁止）を導入。
- ◆ 市場検証委員会の下に設置された「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」において、モバイル市場の現在の市場環境やこれまでの規制の効果等を評価・検証。
- ◆ 今般、「専門委員会とりまとめ2026」（令和８年９月30日公表）等を踏まえ、省令等の改正を行う。

改正事項	現　行	改正案
① 新規契約を条件とする利益提供に係る規制の緩和（省令）	新規契約を条件とする利益提供（上限２万円）を以下のとおり規制。 ➢通信料金割引は原則禁止 ➢継続利用を条件とする利益提供は一律禁止	新規契約を条件とする利益提供（上限２万円）について、通信料金割引・その他の利益提供のいずれについても、分割での利益提供が可能となるよう規制を見直す。
② 特定関係法人の規律の見直し（省令・告示）	MNOの特定関係法人であるMVNOは一律に規律の対象となっており、告示において指定。	MVNOについて、MNOの特定関係法人か否かにかかわらず、規律対象サービスの契約数シェアが４％を超える者を規律の対象とし（省令）、MNOの特定関係法人であるMVNOの指定を解除する（告示）。
③ 第３世代携帯電話サービスに係る特例等の廃止（省令）	第３世代携帯電話サービス（3Gサービス）の利用者が新たな通信方式（4Gや5G）に対応するために購入等する端末について、利益提供上限（原則４万円）の特例として端末価格以下の範囲（購入に係る費用が0円を下回らない範囲）で利益提供が可能。その他、旧契約（法第27条の３施行前に締結されていた契約）の変更等に係る特例あり。	令和８年３月31日をもって、全ての電気通信事業者が3Gサービスの提供を終了したこと、法第27条の３の規律に適合しない旧契約が解消したことに伴い、左記特例を廃止する。

【参考】モバイル市場の検証に関する専門委員会について

- 2025年12月に「市場検証委員会」（主査 大橋　弘 東京大学副学長・東京大学大学院経済学研究科 教授）の下に専門委員会を設置。
- **2019年改正の電気通信事業法**（過度な利益提供、行き過ぎた囲い込みの禁止）の施行から約６年が経過し、**モバイル市場の現在の市場環境やこれまでの規制の効果等を評価・検証**。
- 直近では、「専門委員会とりまとめ2026」を令和８年９月30日に公表（意見公募8/1～9/1）。

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会

市場検証委員会

利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会

（主任）	大橋　弘	東京大学 副学長／東京大学大学院経済学研究科 教授
（主任代理）	西村　暢史	中央大学　法学部　教授
（委員）	西村　真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会　常務理事
（専門委員）	北　　俊一	株式会社野村総合研究所　シニアパートナー
	三澤　かおり	一般財団法人マルチメディア振興センター　調査研究部　研究主幹
	宮川　暁世	株式会社日本政策投資銀行　産業調査部長兼設備投資研究所担当部長兼副所長
	宮田　純子	東京科学大学工学院　准教授
	横田　英明	株式会社MM総研　代表取締役所長　兼　CEO

注：金額はすべて税抜き

現状と課題

◆ 電気通信事業法第27条の３は、利用者が乗り換えて自分に合った通信サービスを選択しやすいよう、また、乗換え促進による通信サービス競争の活性化を目的として以下のルールを整備しているところ、乗換えがしやすい環境を悪用し、携帯電話会社が乗換え契約の際に付与するポイント等の**特典を目当てに、乗換えを短期間で繰り返す行為（ホッピング）**が発生。

①通信サービスの継続利用を直接的・間接的に条件とした乗換え特典付与を禁止。→ルールの上限額の範囲で、乗換え契約時に特典を一括付与する商習慣に。
②通信サービス解約時の違約金は上限額1000円。→利益提供に比べて解約時にかかる違約金等の諸費用が小さく、解約者の手元に利益が残りやすい。

◆ 短期解約の**主な問題点として、MNO・MVNOにおける事業運営上の損失や**、解約による顧客流出を新規獲得で補うために販売現場が利用者に強引な販売をする場合がある点が挙がっている。しかし、**ホッピング**（特典のみを目的とする悪質な解約）**かどうかは特定が困難**。

◆ 現状でも携帯電話会社や販売代理店による自主的な取組（過去の一定期間内に乗換え特典を付与した利用者には再度の特典付与をしない等）が実施されているところ、**自主的な取組に限界**があることを理由に、関係者から規制の見直しを求める声が挙がっている。

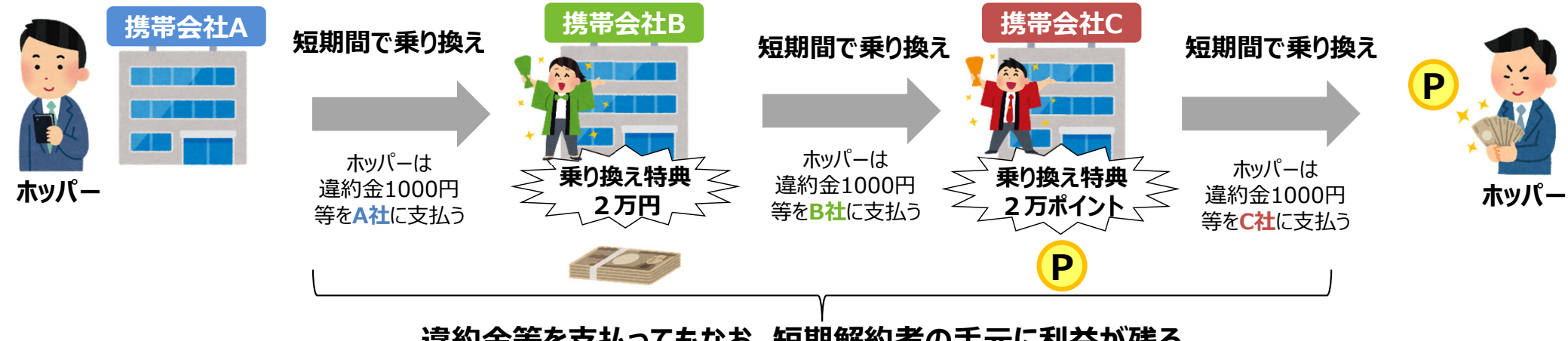
見直し

◆ ホッピングは、乗換えがしやすい環境を悪用し、乗換え特典を目当てに発生するものであるため、**第一に、主に利益提供を行う主体であるMNOによる自主的な取組の徹底を求める**ことが適当。その上で、**より競争制限的でない必要最小限の範囲で規制を見直すことが適当**とし、短期解約対処の有効性と過度な囲い込み防止とのバランスを考慮し、**最長12か月間、分割して乗換え特典を付与できるよう規制を緩和**する。今後、自主的取組や規制緩和の効果を事後検証する。

◆ 一部の関係者からは、解約者の手元に利益が残らないようにすることでホッピングを抑止する観点から以下の規制見直し案も提案されたが、いずれも競争制限的な手段であるため現時点での採用は見送ることが適当。

①通信サービス解約時の違約金の上限額を引き上げる案：通信品質に不満を持ち解約した者など、善良な利用者も含めペナルティにより乗換えを妨げる。
②提供できる乗換え特典の上限額を引き下げる案：利益提供は健全な利用者の乗換えを促すための手段でもあり、各社の販売戦略の自由を狭める。

ホッピングの構造



①新規契約を条件とする利益提供に係る規制の緩和－制度見直しの内容 【施行規則第22条の２の16第１項】

現行の規制

端末販売	条件		利益提供の可否･上限額（金額は税別）	
			通信料金割引	その他の利益提供
端末の販売に際する	端末の購入等を条件とする（新規契約を条件とする場合を含む）	継続利用に当たる	禁止	禁止
		継続利用に当たらない		原則 ４万円まで※ （端末価格に応じて上限が変動） ※新規契約を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。 例外：ミリ波端末、廉価端末、不良在庫端末
	新規契約を条件とする（端末の購入等を条件とする場合を除く）	継続利用に当たる	**原則禁止** 例外：お試し割（最長６か月、2万円まで※） ※その他の利益提供と合計して原則２万円まで。また、端末の購入等を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。	**禁止**
		継続利用に当たらない		２万円まで※ ※端末の購入等を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。
端末の販売に際しない	新規契約を条件とする	継続利用に当たる	**原則禁止** 例外：お試し割（最長６か月、2万円まで※） ※その他の利益提供と合計して２万円まで。	**禁止**
		継続利用に当たらない		２万円まで

注：金額はすべて税抜き

見直しの内容

- **最長1年まで、分割付与による提供が可能となる。**
  （解約時に利益提供を終了できる）
- **分割付与できる利益提供額は2万円まで※**
  （※端末の購入等を条件とする利益提供を併用する場合、合計して原則4万円まで。この場合も、端末の購入等を条件とする利益提供部分は引き続き分割不可。）
- **通信料金割引も最長1年まで可能となる。**

見直し後の規制

<table>
<tr><th rowspan="2">端末販売</th><th colspan="2" rowspan="2">条件</th><th colspan="2">利益提供の可否・上限額（金額は税別）</th></tr>
<tr><th>通信料金割引</th><th>その他の利益提供</th></tr>
<tr><td rowspan="3">端末の販売に際する</td><td rowspan="2">端末の購入等を条件とする
（新規契約を条件とする場合を含む）</td><td>継続利用に当たる</td><td rowspan="2">禁止</td><td>禁止</td></tr>
<tr><td>継続利用に当たらない</td><td>原則 ４万円まで※
（端末価格に応じて上限が変動）
※新規契約を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。

例外：ミリ波端末、廉価端末、不良在庫端末</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新規契約を条件とする
（端末の購入等を条件とする場合を除く）</td><td>継続利用に当たる</td><td rowspan="2">以下の全ての条件を満たす利益提供のみ可能

・最長1年間
・1か月ごとの提供
・各月均等割か前半傾斜
・合計2万円まで
※端末の購入等を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。</td></tr>
<tr><td>継続利用に当たらない</td><td>２万円まで※
※端末の購入等を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">端末の販売に際しない</td><td rowspan="2">新規契約を条件とする</td><td>継続利用に当たる</td><td rowspan="2">以下の全ての条件を満たす利益提供のみ可能

・最長1年間
・1か月ごとの提供
・各月均等割か前半傾斜
・合計2万円まで</td></tr>
<tr><td>継続利用に当たらない</td><td>２万円まで</td></tr>
</table>

注：金額はすべて税抜き

今般の制度見直しにより可能となる利益提供

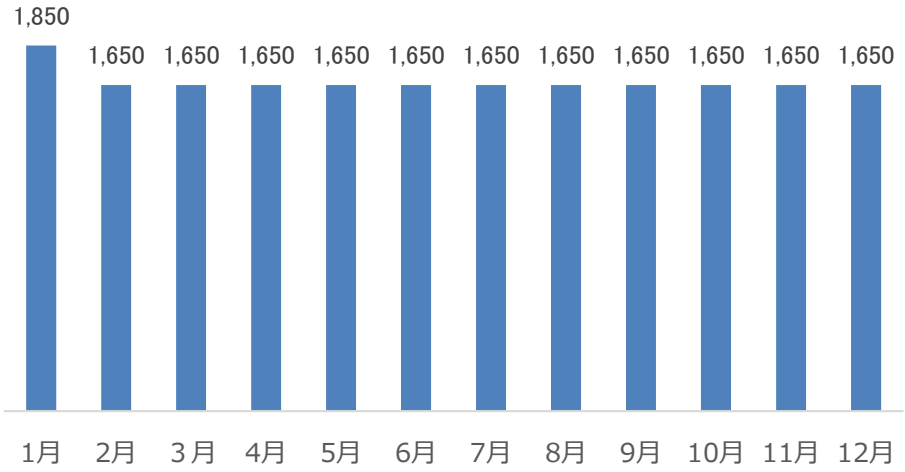
● 例えば、以下のような利益提供が可能。

金額は税別	SIMのみの場合（2万円まで）	端末を購入する場合（原則４万円まで）
最長1年間、分割提供 （解約時に利益提供を終了できる）	月1000円×12か月（乗換え特典） 2万円まで	
端末割引 （端末の購入を条件とする利益提供）	－	20000円
その他の利益提供 （一括提供 又は 解約時に利益提供を終了しない）	8000円	

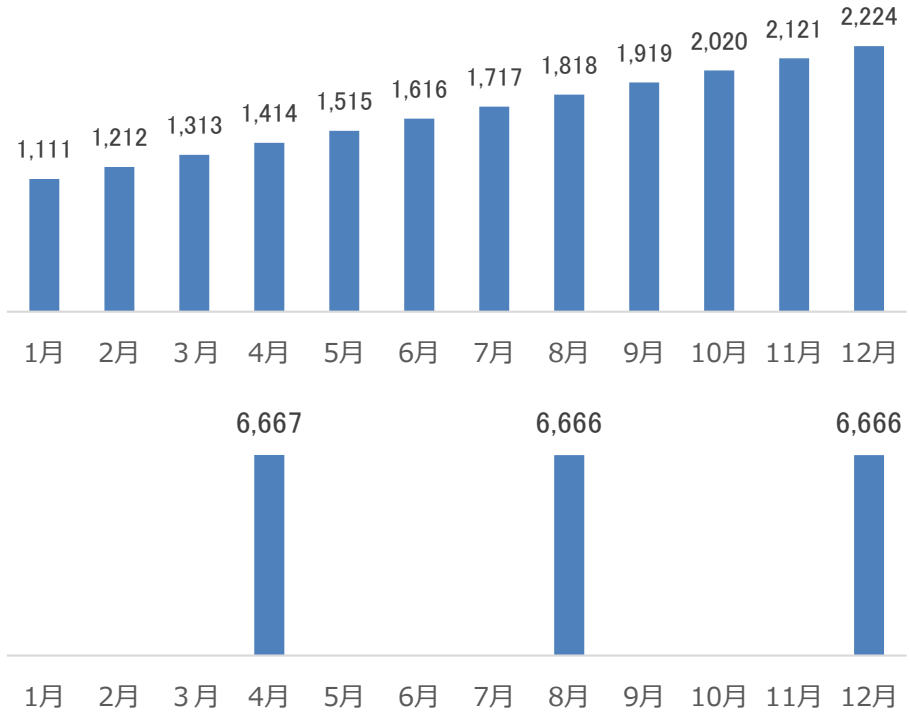
端末を購入する場合は、全体の利益提供可能額は原則4万円までとなり、分割提供額（解約時に利益提供を終了できる。2万円まで。）やその他の利益提供を除いた残りの枠内で利益提供が可能。

● 分割方法について、1か月単位での前半傾斜や均等割は可能。後半傾斜や、数か月分をまとめて提供することは禁止。

前半傾斜や均等割 ： 可能



後半傾斜や数か月分をまとめて提供 ： 禁止



専門委員会とりまとめ2026で示された方向性等

- 業界の自主的な対策を第一とした上で・・・自主的対策に加え、規制の見直しも行うことが適当である。
- 規制の見直しは、より競争制限的でない形で、必要最小限の範囲とすべきであることから、案１（※新規契約（乗換えを含む）を条件とした利益提供における継続利用条件の緩和）による見直しが適当である。
- 案１による規制の見直しにおいては、短期解約問題への対処としての有効性と過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮した上で、緩和の程度を検討する必要がある。
- 「乗換えから一定期間経過後に特典を付与する」ことは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り、最長1年間実施できるよう見直すことが適当である。
- 関連して、短期解約への対処としての有効性という観点からは、乗換え直後の特典一括付与を規制することも考えられるものの、関係者の自主的取組を第一とする方針や、競争制限的でない形で最小限の範囲で見直しを行うという方針に照らせば、現時点では規制しないことが適当である。
- 今般の見直しは分割付与に限って認めるものであるところ、例えば特典付与期間の後半や最終月に特典の大半を付与するような分割付与を許容すると、契約から一定期間後の利益提供を禁止する意義が損なわれる。必要最小限の規制としつつも規制の潜脱につながらないよう、関係者と協議をしながら、規制の見直しの詳細な制度設計を進めることが適当である。

②特定関係法人の規律の見直し－専門委員会とりまとめ2026の概要【施行規則第22条の２の15第１項】

現状と課題

◆ **MNOによる規制の潜脱**（※１）**防止を目的として**、27条の３の規制対象サービスを提供しているMNOの特定関係法人であるMVNOは27条の３の規律対象となっている。独立系MVNOについては、MNOに対する相対的な競争力低下を理由として、2023年12月に規律対象基準を緩和し（規律対象サービスの契約数シェアが0.7%を超える→4%を超える）、現在、規律対象となる独立系MVNOが存在しないところ、主要な独立系MVNOよりも契約数シェアが小さい特定関係法人が一律に規律対象となり**MVNO事業者間の競争が公平ではない等を理由として、特定関係法人の規律対象も見直すべきとの要望があった**。

※１　27条の３の潜脱としては、特定関係法人であるMVNOが自ら提供する回線や端末を販売する際に、MNOから、割引原資に対する支援や回線・端末調達時の価格優遇等を受けることにより、27条の３で禁止されている水準を超えて端末割引や利益提供を行うケースが考えられる。

◆ 27条の３の規制導入当初（2019年）からの事情の変化として、契約数が大きかった特定関係法人やそのサービスの一部をMNOが吸収しており、また、独立系MVNOと特定関係法人の規律対象サービスの契約数シェアについては、独立系MVNOが漸増、特定関係法人が漸減。

◆ 規律対象の見直しにより特定関係法人が規律対象外となることについて、関係者（MNO、MNOの特定関係法人、独立系MVNO）からは、潜脱防止が必要との意見や、事後的に潜脱行為を確認し業務改善命令等で対処するだけでは不十分との意見が挙がった。

見直し

◆ 27条の３導入当初からの事情の変化や、特定関係法人と独立系MVNOのシェアの推移、規制の最小化の方針に照らせば、**27条の３の規制の潜脱防止を前提とした上で、MNOの特定関係法人であることを理由として一律に27条の３の規律対象としている現行ルールを見直す**ことが適当。これにより、MNOの特定関係法人であるか否かにかかわらず、規律対象サービスの契約数シェアが4%を超えるMVNOが27条の３の規律対象となり、**現在規律対象として指定されている特定関係法人は全て27条の３の規律対象外**となる。

◆ 潜脱防止のため、**27条の３運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱の考え方**（潜脱の行為類型、該当する場合には電気通信事業法の業務改善命令の対象となりうる）**を明記**するとともに、潜脱が疑われる行為が発生した場合に**迅速に事後検証を行う仕組みを導入**する。

◆ グループ内優遇全般を検証対象とすることは、特定関係法人を27条の３の規律対象外とすべきかどうかの検討の議論の範疇を超えるものであり、グループ内優遇の状況については、市場検証委員会の検証状況（※２）を注視することが適当。

※２ 電気通信事業法第30条の指定を受けた市場支配的な電気通信事業者（NTTドコモ）による一部の特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等の確認に加え、指定対象となり得る未指定事業者についても接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行うこととされている。

※３　2023年12月に、基準を0.7%→4%に見直し。

MNO	MVNO	
	独立系MVNO	MNOの特定関係法人
全ての事業者	規律対象サービスの契約数シェアが4%を超える者（※３）	全ての事業者
	該当なし	全14社

見直し後

MNO	MVNO	
	独立系MVNO	MNOの特定関係法人
全ての事業者	規律対象サービスの契約数シェアが4%を超える者	
	該当なし	

② 特定関係法人の規律の見直し－告示の改正

◆ 27条の３の規律の対象となる電気通信事業者として指定しているMNOの特定関係法人の指定を解除するため、現行の告示（令和５年総務省告示第291号）を改正する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他
		移動電気通信役務の契約数シェアが4%を超える者 （2023年に0.7%→4%に見直し）
・㈱NTTドコモ	~~・NTTドコモビジネス㈱~~ ~~・NTTビジネスソリューションズ㈱~~ ~~・㈱NTTPCコミュニケーションズ~~ ~~・NTTブロードバンドプラットフォーム㈱~~ ~~・NTTメディアサプライ㈱~~ ~~・NTTリミテッド・ジャパン㈱~~ ~~・㈱ドコモCS~~	該当する事業者なし
・ＫＤＤＩ㈱ ・沖縄セルラー電話㈱ ・ＵＱコミュニケーションズ㈱	~~・JCOMマーケティング㈱~~ ~~・㈱ケーブルネット下関~~ ~~・横浜ケーブルビジョン㈱~~ ~~・㈱ソラコム~~ ~~・中部テレコミュニケーション㈱~~ ~~・ビッグローブ㈱~~	**計６社** （現行は計20社）
・ソフトバンク㈱		
・楽天モバイル㈱	~~・楽天コミュニケーションズ㈱~~	

【参考】②特定関係法人の規律の見直し－「専門委員会とりまとめ2026」抜粋

専門委員会とりまとめ2026で示された方向性等

- 2019年の27条の３導入当初から事情の変化（契約数が大きかった特定関係法人やそのサービスの一部をMNOが吸収）や、27条の３対象サービスのシェアの推移（独立系MVNOが漸増、特定関係法人が漸減）、規制の最小化の方針に照らせば、27条の３の規制の潜脱防止を前提とした上で、特定関係法人を27条の３の規律対象外とすることが適当である。
- 特定関係法人を27条の３の規律対象外とする場合は、27条の３の規制の潜脱が疑われる行為を実効的に防止する仕組みを導入することが必要である。
- 27条の３運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱に該当する行為類型（割引原資に対する支援や回線・端末調達時の価格優遇等を受けることにより、27条の３で禁止されている水準を超えて端末割引や利益提供を行う等）を列挙し、該当する場合には電気通信事業法の業務改善命令の対象となりうることを明示することは、・・・潜脱行為を事前に防止する抑止力になると考えられる。
- ガイドラインに規制の潜脱に該当する行為類型を列挙することが抑止力にはなる一方、27条の３の規律対象外となった特定関係法人が、27条の３で禁止されている水準を超えて利益提供等を実施している場合に、それが親会社であるMNOからの「割引原資に対する支援や回線・端末調達時の価格優遇等」のグループ内優遇を受けた結果であるか否かを他事業者が見分けることは、必ずしも容易ではない。
- この点、事後検証を迅速に行う仕組みとして、例えば、他事業者からの検証要望を受け付け、当委員会において検証の合理性が認められた場合に該当事業者に対して説明を求める等の仕組みを導入することによって、仮に潜脱行為が発生した場合にも、事後検証の実効性が高まると考えられる。

（次ページへ続く）

【参考】②特定関係法人の規律の見直し－「専門委員会とりまとめ2026」抜粋

- 潜脱行為が行われていないか確認するために、例えば、市場検証委員会の市場検証における「未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証」の手法を参考にしつつアンケートを通じた情報収集を行うことや、接続政策委員会におけるモバイル・スタックテストを参考に、他事業者からの検証要望を踏まえ、当委員会において検証の合理性が認められた場合に該当事業者に対して説明を求めるといった手法が考えられるのではないか。
- その上で、潜脱行為が認められた場合には業務改善命令等により是正を求めることで、公正競争上の懸念に対処することが可能と考えられるのではないか。また、潜脱行為に関与した特定関係法人については、27条の3の規律の適用対象として再度指定することも考えられるのではないか。
- 27条の３の潜脱がグループ内優遇を受けた結果であるか否かを、他事業者が見分けることは必ずしも容易ではないと考えられることから、透明性向上のためには、特定関係法人に対する回線・端末の提供条件や直接的な資金提供等、27条の３の潜脱につながりうるグループ内優遇の有無について、MNOに対して総務省への報告を求めることも考えられる。
- KDDIは、二種指定設備を用いた卸電気通信役務の提供に関する総務省への届出の仕組みを活用して、卸先の特定関係法人に対する直接的な資金提供や、不当な価格での回線・端末の卸提供の有無等、MNOによるグループ内優遇の有無を総務省が確認する仕組みを提案しているところであるが・・・潜脱防止の実効性やMNOの報告負担の観点から、過剰な規制にならないよう慎重に考えるべきである。
- グループ内優遇については、本委員会の親会である市場検証委員会において、電気通信事業法第30条の指定を受けた市場支配的な電気通信事業者（NTTドコモ）による一部の特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等の確認に加え、指定対象となり得る未指定事業者についても接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行うこととされており、これらの検証状況を注視することが適当である。

③ 第３世代携帯電話サービス等に係る特例の廃止【施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ・附則第3条】

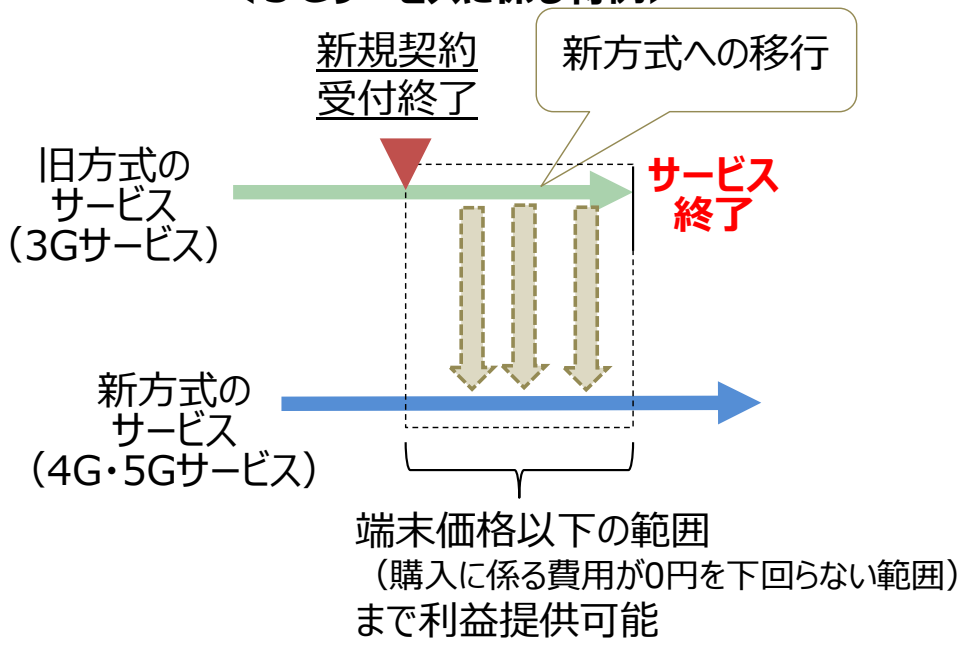
現状

◆通信方式の変更により端末が使用できなくなる利用者への対応のため、契約に係る申込の受付を終了した**第３世代携帯電話サービス（3Gサービス）の利用者が**当該サービスに代わる**新たな通信方式（4Gや5G）に対応するために購入等する端末**については、端末の購入等を条件とした**利益提供の上限（原則４万円）の特例**として端末価格以下の範囲（購入に係る費用が0円を下回らない範囲）で利益提供が可能となっている。

◆令和８年３月31日をもって、全ての電気通信事業者が3Gサービスの提供を終了した。

◆その他、旧契約（法第27条の３施行前に締結されていた契約）の変更等に係る特例（※旧契約の範囲内で利用者からの申出により行う変更や法第27条の３の条件に適合させるための変更等を許容するもの。）が措置されているところ、法第27条の３の規律に適合しない旧契約は解消済。

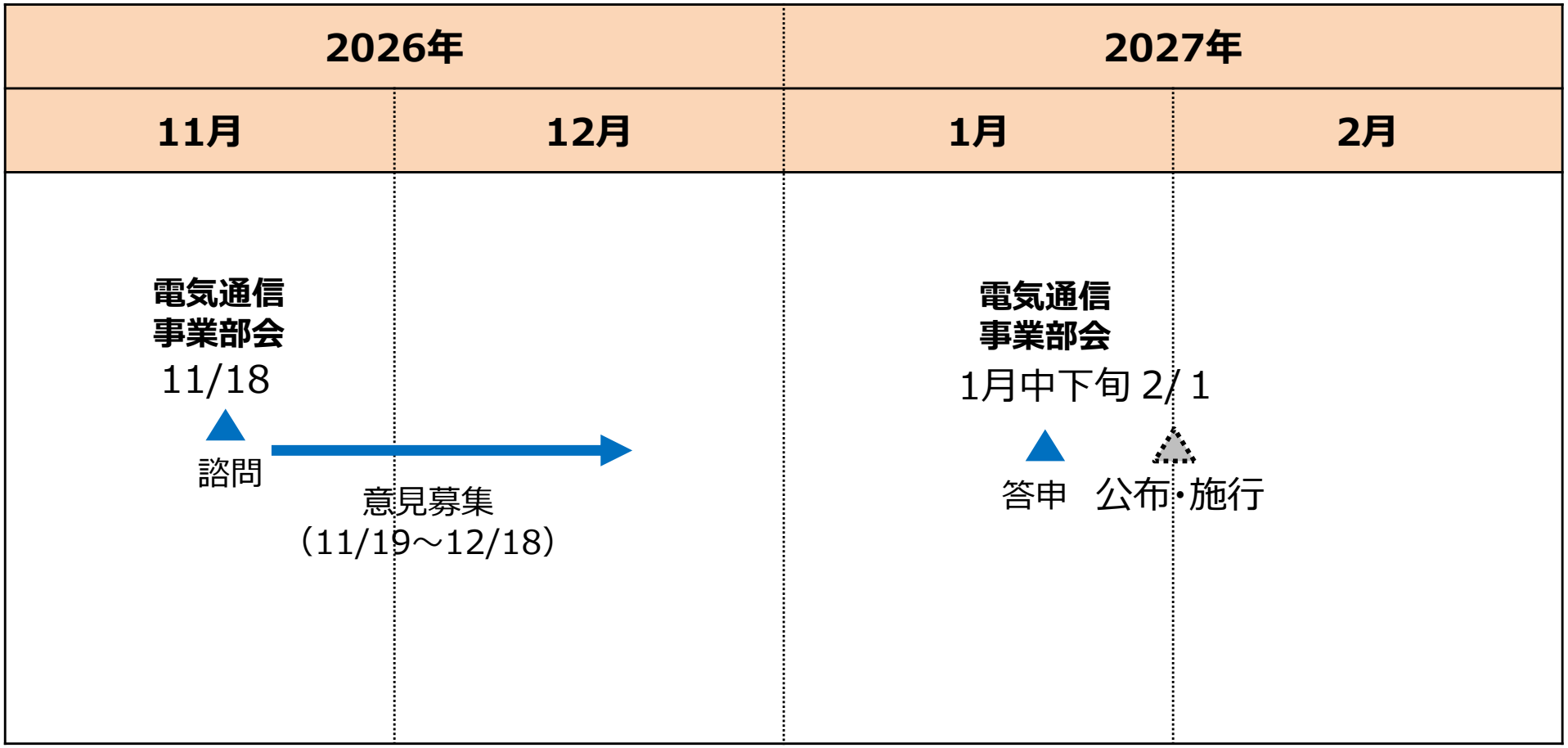
＜３Gサービスに係る特例＞



見直し

◆全ての電気通信事業者が3Gサービスの提供を終了したこと、規律に適合しない旧契約の解消に伴い、上記特例を廃止する。

今後の改正スケジュール



別紙２

○総務省令第　　号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

1頁

改正後	改正前
（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準） 第二十二条の二の十五　法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるものを除く。）について、百分の四とする。 ［2・3　略］ （電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供） 第二十二条の二の十六　法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。 一　移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定めのある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの（以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。）のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。）及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備（以下この条において「対象設備」という。）の購入等（購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項において同じ。）をすること（当該対象設備の購入等をすることとなることを含む。第四号において同じ。）を条件とする次に掲げる利益の提供 ［イ～ニ　略］ ニ　新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。次号及び第四号において同じ。）を条件とする次に掲げる利益の提供（継続利用を条件とするものに限り、利益の提供に係る期間が一年を超えないもののうち、当該利益の提供が一月ごとに行われ、かつ、当該利益の額の合計額が二万円を超えないものであつて、最初に利益の提供を行う日が属する月の翌月以降の各月に提供される利益の額が当該各月の前月に提供される利益の額を超えないもの（次号イ及び第四号において「一年以下月次利益提供」という。）を除く。） イ　当該移動電気通信役務の料金の額を減じ、又は当該移動電気通信役務を無償で提供すること。 ロ　当該移動電気通信役務以外の役務の料金若しくは財の購入等に係る代金の額を減じ、又は当該役務若しくは当該財を無償で提供すること（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを無償で提供することを除く。次号ロにおいて同じ。）。	（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準） 第二十二条の二の十五　法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。）について、百分の四とする。 ［2・3　同上］ （電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供） 第二十二条の二の十六　［同上］ 一　移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定めのある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの（以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。）のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。）及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備（以下この条において「対象設備」という。）の購入等（購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項において同じ。）をすること（当該対象設備の購入等をすることとなることを含む。次号において同じ。）を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用に限る。）を条件とする次に掲げる利益の提供 ［イ～ニ　同上］ ［新設］

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、経済的利益を提供すること。

三　新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とする次に掲げる利益の提供（継続利用を条件とするものを除く。）

イ　当該移動電気通信役務の料金の額を減じ、又は当該移動電気通信役務を無償で提供すること（一年以下月次利益提供を除く。）。

ロ　当該移動電気通信役務以外の役務の料金若しくは財の購入等に係る代金の額を減じ、又は当該役務若しくは当該財を無償で提供すること（提供される利益の額が二万円を超えるものに限る。）。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、経済的利益を提供すること（提供される利益の額が二万円を超えるものに限る。）。

四　対象設備の購入等をすることを条件とする第一号イからニまでに掲げる利益の提供（継続利用を条件とするものを除く。以下この号において同じ。）又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とする第二号ロ及びハに掲げる利益の提供（継続利用を条件とするものを除き、提供される利益の額が二万円を超えないものに限る。以下この号において同じ。）若しくは一年以下月次利益提供（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とするものに限る。以下この号において同じ。）であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供以外の利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額との合計額（法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する第一号イからニまでに掲げる利益の提供（対象設備の購入等をすることを条件とするものに限る。）又は第二号ロ及びハに掲げる利益の提供（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とするものに限る。）若しくは一年以下月次利益提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。）が、四万円（利益の提供を約し、又は約させる日（イ及びロにおいて「利益提供日」という。）における対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格）と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種（当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。）を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ・ロ　略］

［削る］

［新設］

二　対象設備の購入等をすること又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。）を条件（前号に規定する条件を除く。）とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額（法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。）が、四万円（利益の提供を約し、又は約させる日（イ及びロにおいて「利益提供日」という。）における対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格）と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種（当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。）を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ・ロ　同上］

ハ　対象設備が、第三世代携帯電話サービス（様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。

3頁

［2　略］

（移動電気通信役務に関する規定の準用）

第四十条の二　法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三条の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件については、それぞれ第二十二条の二の十六及び第二十二条の二の十七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条の二の十六第一項第四号	［略］	［略］
第二十二条の二の十六第一項第四号イ(1)	［略］	［略］
［略］		

）（その提供を廃止するために当該第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（第三世代携帯電話サービスのみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該第三世代携帯電話サービスの通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

［2　同上］

（移動電気通信役務に関する規定の準用）

第四十条の二　［同上］

第二十二条の二の十六第一項第二号	［同上］	［同上］
第二十二条の二の十六第一項第二号イ(1)	［同上］	［同上］
［同上］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

4頁

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

5頁

改正後	改正前
附　則 ［削る］	附　則 （移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例） 第三条　改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 一　施行日の前日（第四項の移動電気通信役務にあっては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該旧契約の提供条件（ロの規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結 イ　施行日の前日における当該旧契約の提供条件（ロの規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更 ロ　施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。） 二　第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。）の提供に関する契約（その提供条件が施行日の前日に提供されていた契約の提供条件と同一のもの（この号の規定による変更後のものを含む。）に限る。）の締結及び当該契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該契約の更新の機会を失わせるものその他当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）に関する契約の締結 2　前項の規定は、新法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二条の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十条の二において準用する新施行規則第二十二条の二の十七」と、同項各号中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。 3　第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。 4　施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、タッチスクリーン（映

	像面を有する入出力装置であって、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。）を有するものをいい、フィーチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動端末設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対して約し、又は約させる利益の提供及び料金その他の提供条件については、令和元年十二月三十一日までの間は、新施行規則第二十二条の二の十六及び第二十二条の二の十七の規定（新施行規則第四十条の二において準用する場合を含む。）は、適用しない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

7頁

附　則

この省令は、令和九年二月一日から施行する。

8頁

別紙３

○総務省告示第　　号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
［一～六　略］	［一～六　同上］
［削る］	七　ＮＴＴドコモビジネス株式会社
［削る］	八　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
［削る］	九　ＮＴＴＰＣコミュニケーションズ株式会社
［削る］	十　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
［削る］	十一　ＮＴＴメディアサプライ株式会社
［削る］	十二　ＮＴＴリミテッド・ジャパン株式会社
［削る］	十三　株式会社ケーブルネット下関
［削る］	十四　ＪＣＯＭマーケティング株式会社
［削る］	十五　株式会社ソラコム
［削る］	十六　中部テレコミュニケーション株式会社
［削る］	十七　株式会社ドコモＣＳ
［削る］	十八　ビッグローブ株式会社
［削る］	十九　横浜ケーブルビジョン株式会社
［削る］	二十　楽天コミュニケーションズ株式会社
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

2頁